

田口福寿会奨学金支給規程施行要領

(目的)

第1条 この要領は、田口福寿会奨学金支給規程（以下「規程」という。）第10条の規定に基づき規程の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学金の対象者)

第2条 規程第2条第4号の「ひとり親家庭等」には、両親ともいない場合を含む。なお、奨学生に決定した後、親の結婚等により「ひとり親家庭」でなくなった場合については、その経済状態により個別に判断する。

2 同条第5号の奨学金には、貸与型の奨学金は含まないものとする。

3 同条第5号の会長の指定するものは次のとおりとする。

- (1) 県・市町村からの奨学金
- (2) あしなが育英会及び交通遺児育英会からの奨学金
- (3) 入学時その他特別の場合に一時的に支給される奨学金

(奨学金の支給時期)

第3条 大学入学一時金は入学年の4月末までに、月額奨学金は3か月ごとにまとめて、4月から6月分、7月から9月分、10月から12月分、1月から3月分を、それぞれ4月末、7月末、10月末、1月末までに支給するものとする。

(申請手続き)

第4条 規程第4条による申請書は、[別記様式1](#)とする。

2 申請にあたっては、当財団の指定する高等学校（別表）の学校長の推薦書（[別記様式2](#)）を添付し、当該高等学校を通じて、高校3年次の10月15日までに提出しなければならない。

(選考)

第5条 奨学生の選考は、書面による選考とし、当財団事業助成委員会の意見を聞いたうえ、理事会に諮り内定者を定める。

2 前項の選考は、高校3年次の11月末までに行い、その結果は推薦学校長を通じて通知する。

3 前項の通知後において志望校の変更がある場合には、内定者は会長に対して志望校の変更承認を申請しなければならない。（[別記様式6](#)）

4 規程第5条第3項に定める必要な手続きは、大学合格証明書及び確認書（[別記様式3](#)）の提出とする。

5 奨学生の人数は、1学年25名程度とする。

(内定者資格の延長)

第6条 前条第1項の内定者が、当該年度において志望校に合格せず翌年度に再受験しようとする場合には、内定者資格の1年間延長を申請することができる。

2 前項の申請は3月31日までにしなければならない。

3 第1項の申請があった場合、会長は事業助成委員会の意見を聞いたうえ、理事会に諮り内定者資格の延長の可否を決定する。

(報告義務)

第7条 規程第6条第1項に定める「近況報告書」の様式は、[別記様式4](#)とする。

2 同条第2項の届け出は、[別記様式5](#)によるものとする。

(奨学金の返還)

第8条 奨学金の返還額は、原則として、規程第8条の奨学金支給廃止事由が発生した月の翌月以降の分とする。

附則（平成29年7月28日会長決定）

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

附則（2021年5月14日会長決定）

この要領の一部改定は2021年5月14日から施行する。

附則（2022年4月20日会長決定）

この要領の一部改定は2022年4月20日から施行する。

附則（2023年6月7日会長決定）

この要領の一部改定は2023年6月7日から施行する。

(別表)

岐阜県立岐阜高等学校

同 岐阜北高等学校

同 長良高等学校

同 岐山高等学校

同 加納高等学校

同 大垣北高等学校

同 大垣南高等学校

同 大垣東高等学校

同 大垣西高等学校

同 関高等学校

同 加茂高等学校

同 可児高等学校

同 多治見高等学校

同 多治見北高等学校

同 恵那高等学校

同 中津高等学校

同 斐太高等学校